

賃金引上げに係る支援策と 下請取引適正化に係る対応等について

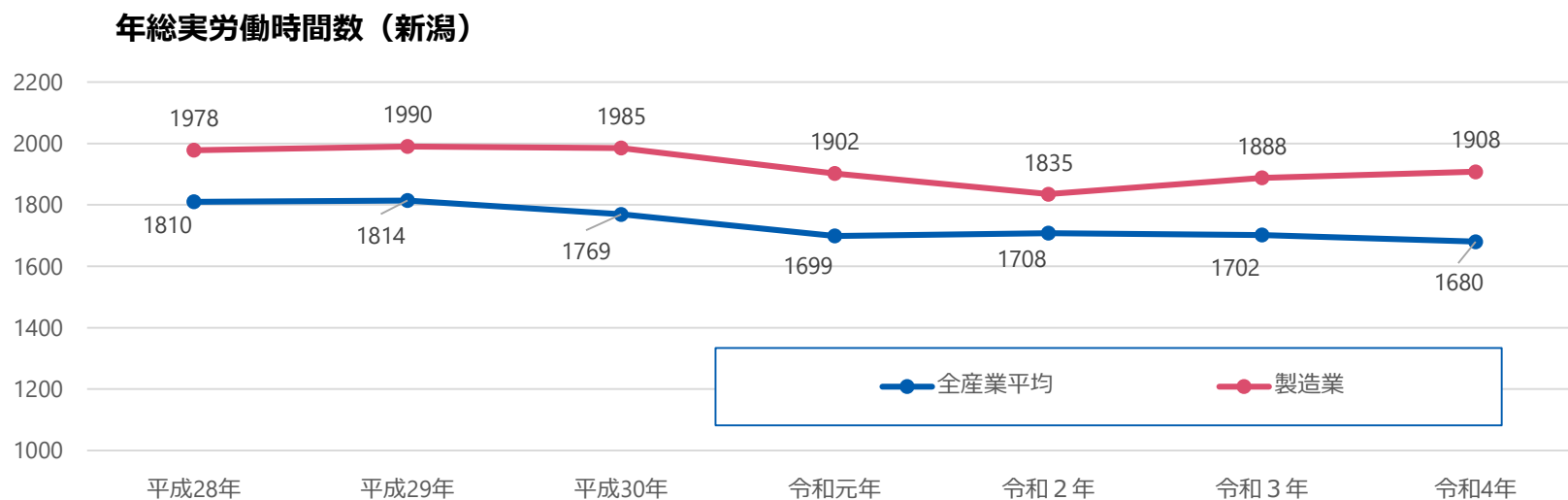
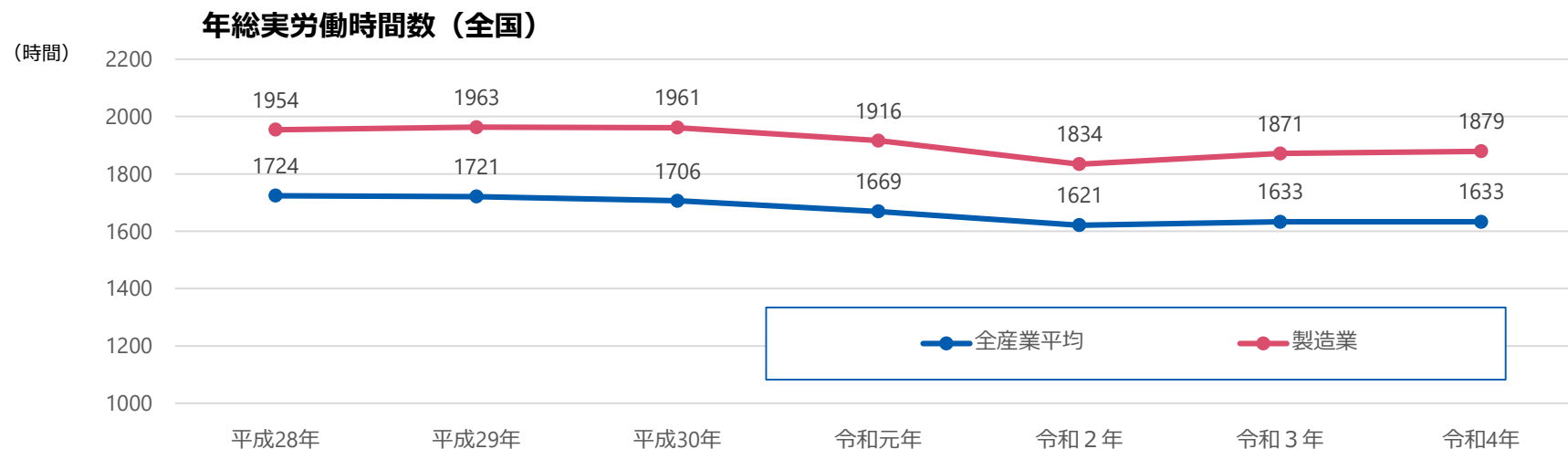
厚生労働省 新潟労働局

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

- 1 下請取引適正化及び賃金引上げに係る対応
- 2 賃金引上げに係る支援策及び取組事例
 - ・ 業務改善助成金
 - ・ キャリアアップ助成金 賃金規定等改定コース
- 3 人材確保の取組事例

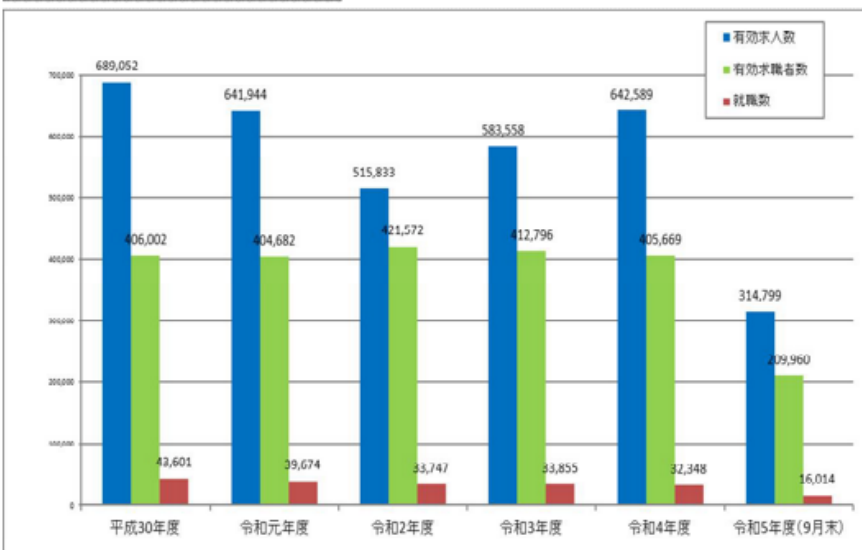
年総実労働時間数の推移（全国・新潟県）

- 新潟県における年間総実労働時間（全産業平均）は、全国平均に比べ長い傾向がある。
- 製造業の年間総実労働時間は、減少傾向にあるものの、全産業平均に比べ長い。

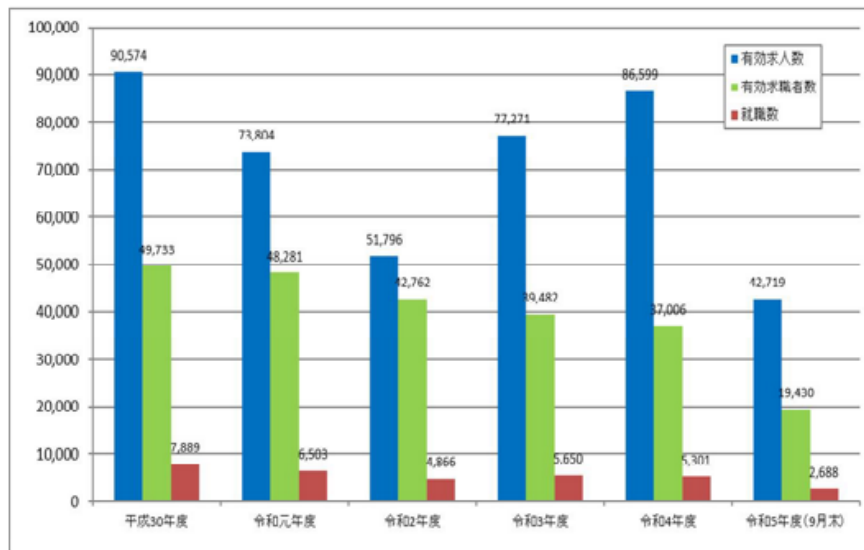


製造業における雇用情勢

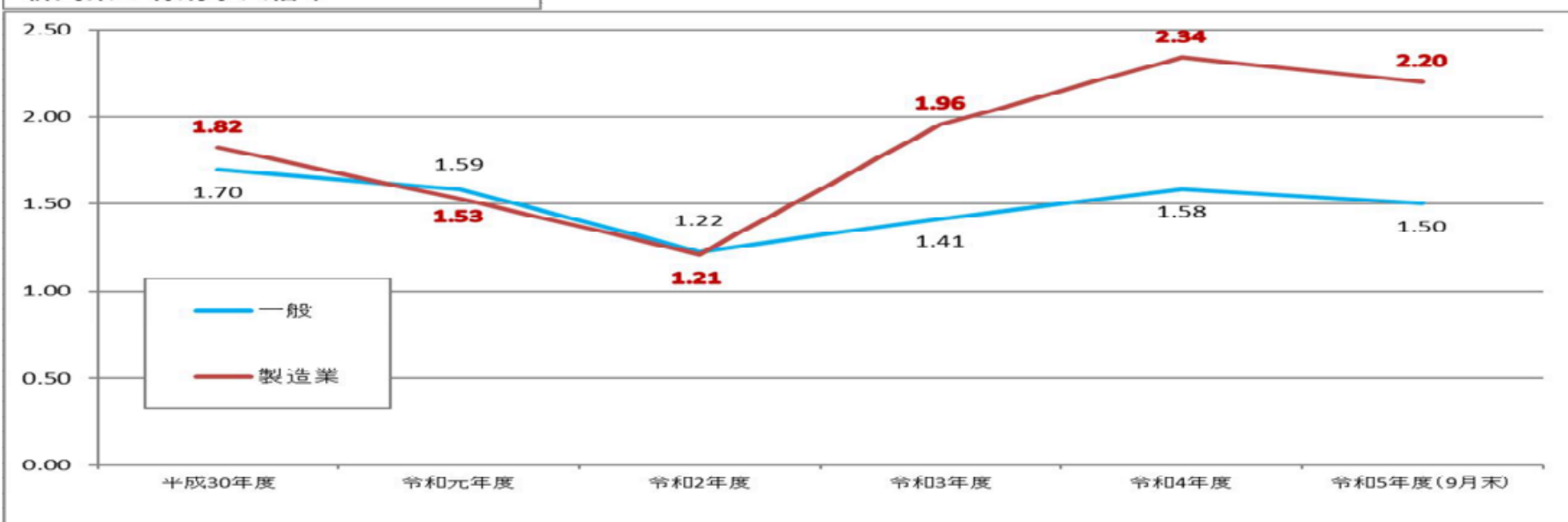
新潟県の有効求人・有効求職・就職数



新潟県の製造業有効求人・求職者・就職数

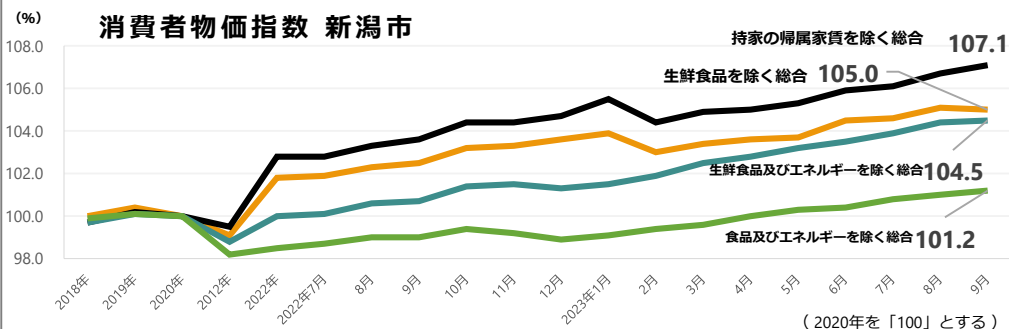
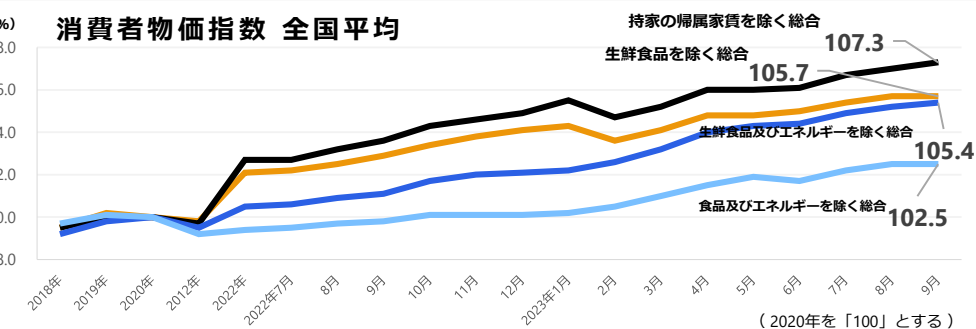
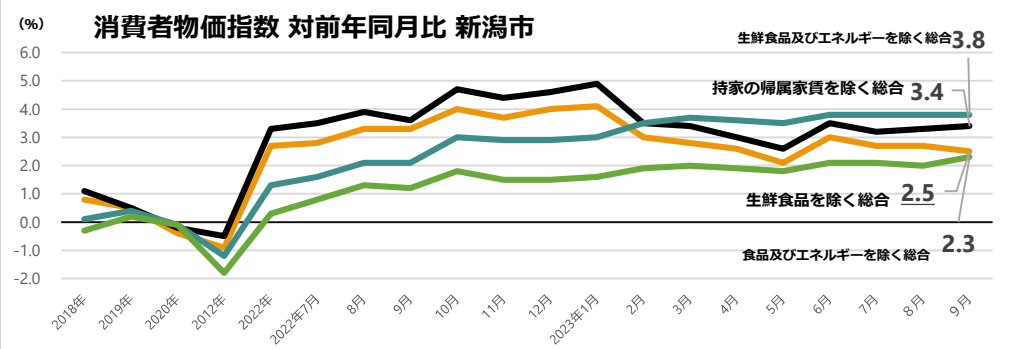
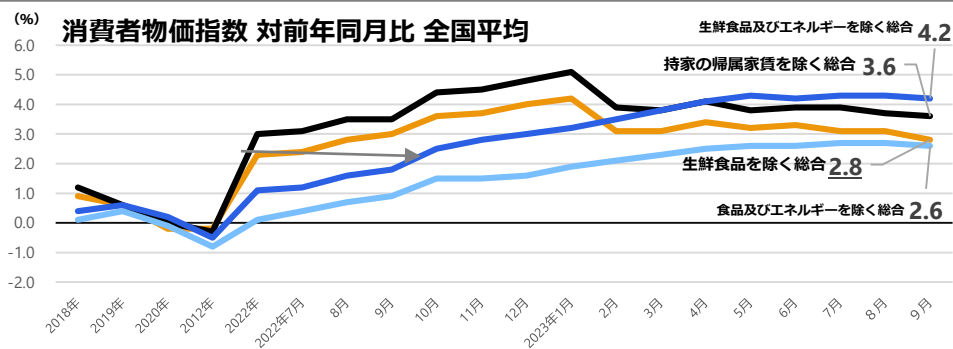
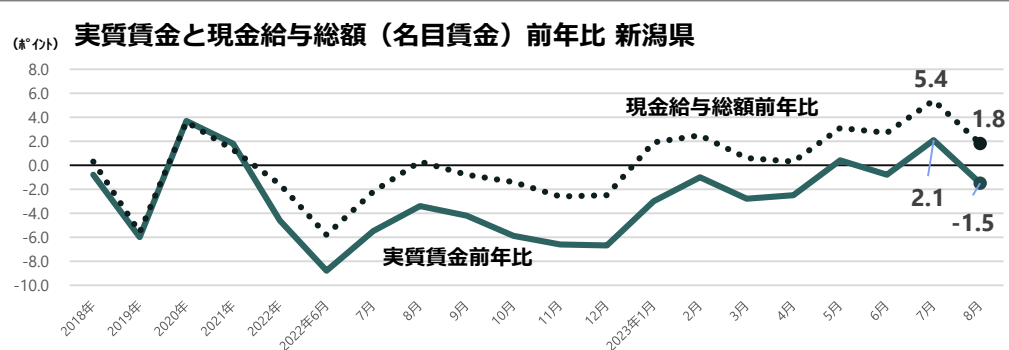
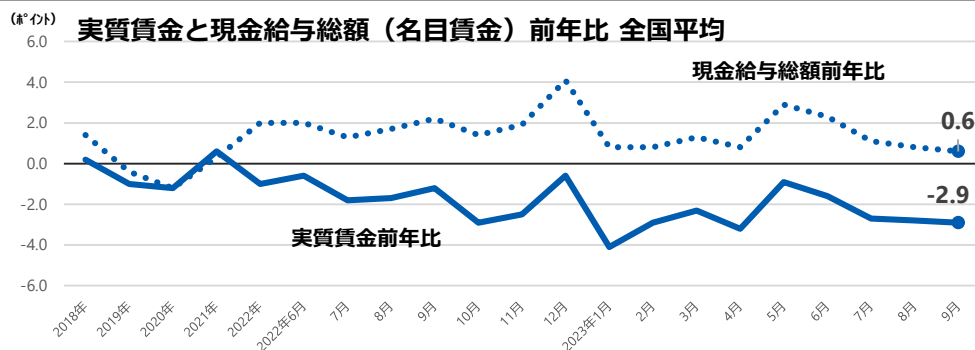


新潟県の有効求人倍率



消費者物価指数と実質賃金等の推移【全国、新潟県】

- 実質賃金の推移（全国）はマイナスが継続、新潟県は令和5年5月・7月はプラスになったが、8月にはマイナスに転じた。
（※令和5年9月（全国）においては、物価変動を加味した実質賃金は前年同月比で2.9%減で、18か月連続のマイナス。）



資料出所：毎月労働統計調査（厚生労働省）従業員5人以上の事業所

注：実質賃金は、名目賃金指数を消費者物価指数（持家の帰属家賃を除く総合）で除して算出している。

資料出所：毎月労働統計調査地方調査結果（新潟県）事業所規模5人以上 調査産業計

注：実質賃金指数＝名目賃金指数÷消費者物価指数（持家の帰属家賃を除く総合、令和2年基準、新潟市分）×100

下請取引適正化に向けた労働行政の取組

取引環境の改善（下請け取引の適正化の促進等）

- ・ 監督指導時における通報対象確認シートの配付による賃金引上げの阻害要因として「買ったたき」等の有無の確認

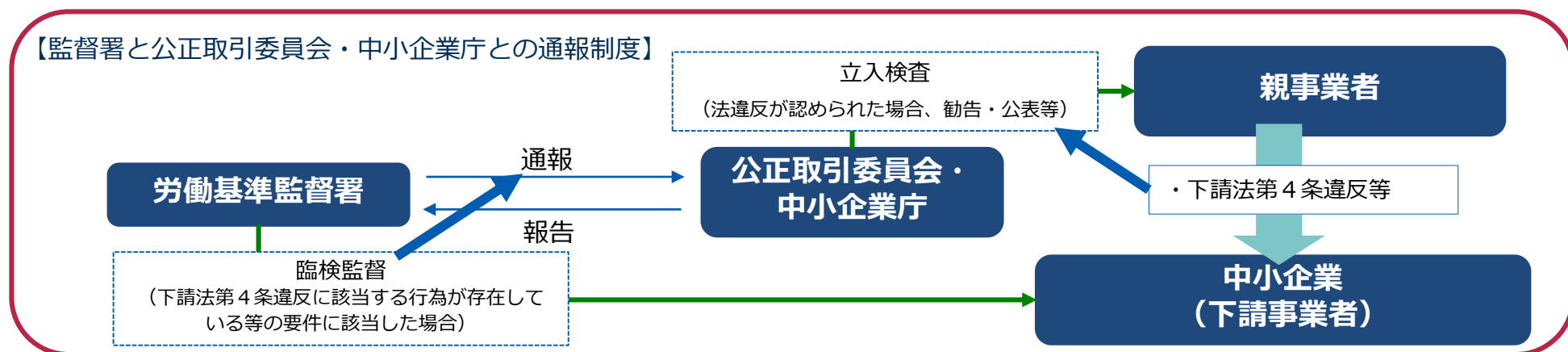
通報対象確認シートの配付状況

令和4年度

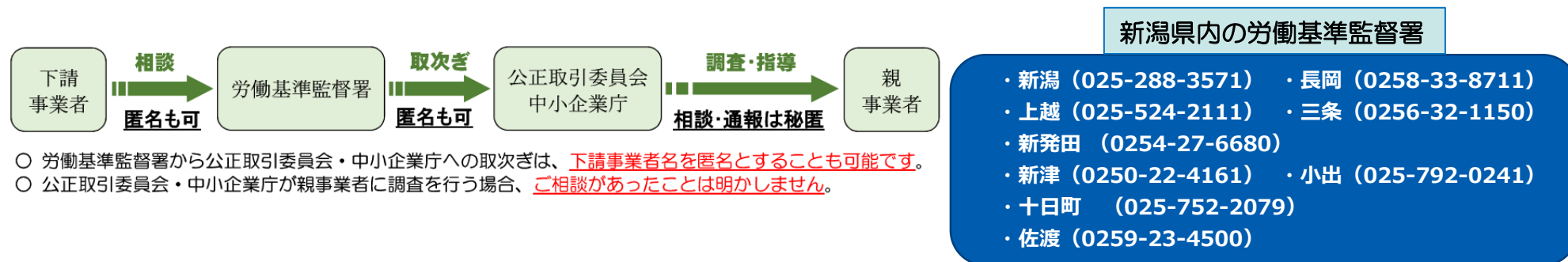
130件

令和5年度（9月末時点）

178件



＜労働基準監督署では、下請法違反を調査している公正取引委員会・中小企業庁へご相談の取次ぎを行っています＞



賃金引上げに向けた労働行政の取組

2 賃金引上げに向けた労働行政の取組

(1) 監督指導時における賃金引上げに向けた働きかけ（要請書の交付）

令和4年度 1,656件
令和5年度（9月末時点） 931件

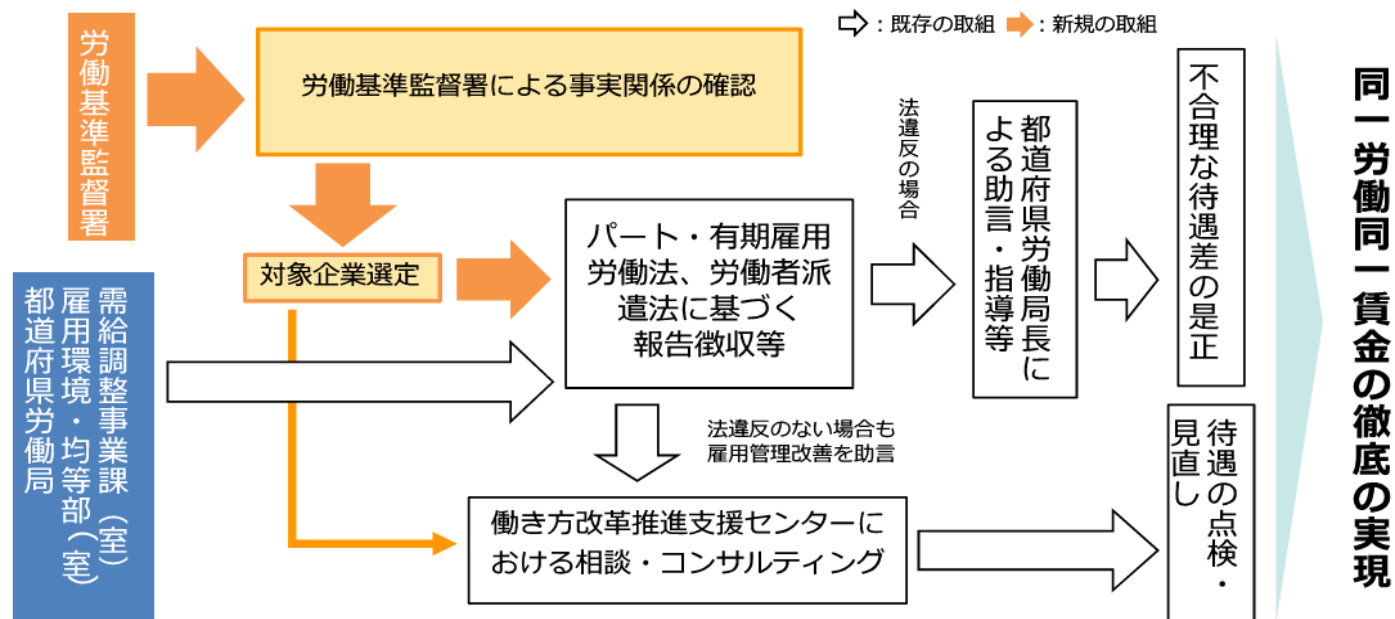
(2) 同一労働同一賃金の遵守の徹底に向けた取組支援

- ・パートタイム・有期雇用労働法関係

監督署による事実確認件数 543件 報告徴収を実施した件数 95件

- ・労働者派遣法関係

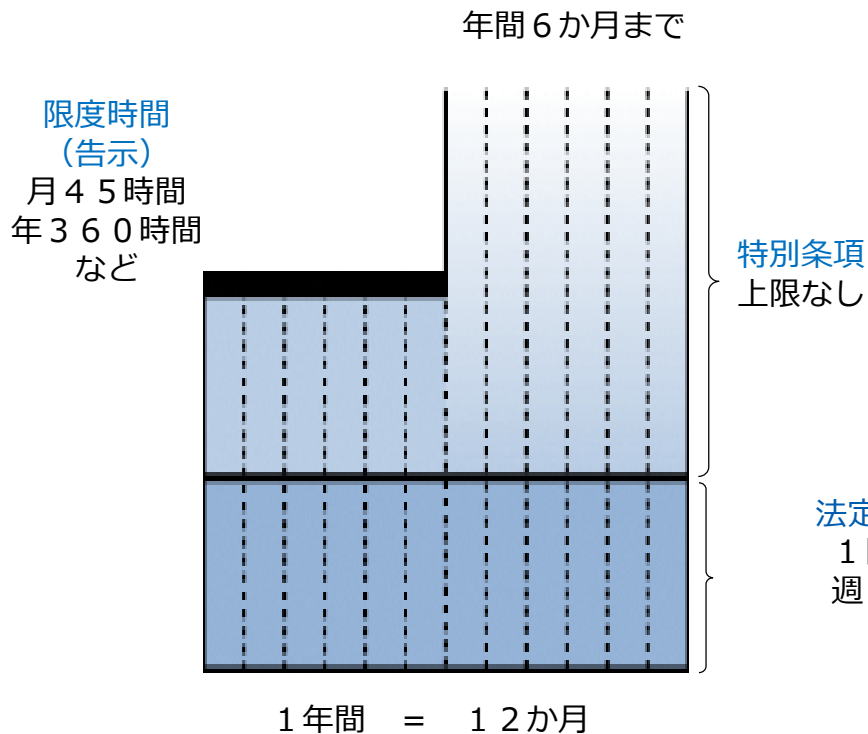
監督署による事実確認件数 124件
調査対象企業として選定した件数 42件 （調査実施件数 39件） ※ 令和4年12月1日～令和5年9月30日 時点



(参考) 時間外労働の上限規制について

- ▶ 時間外労働の上限規制は、**月45時間**、**年360時間**を原則とし、臨時的な特別な事情がある場合でも**年720時間**、**単月100時間未満**（休日労働含む）、**複数月平均80時間**（休日労働含む）を限度
- ▶ 自動車運転の業務、建設事業、医師等は適用猶予・除外業務（事業）とされ、改正法施行後5年間（令和6年3月まで）は上記一般則の適用はない。

法改正前



法改正後（令和元年4月以降）

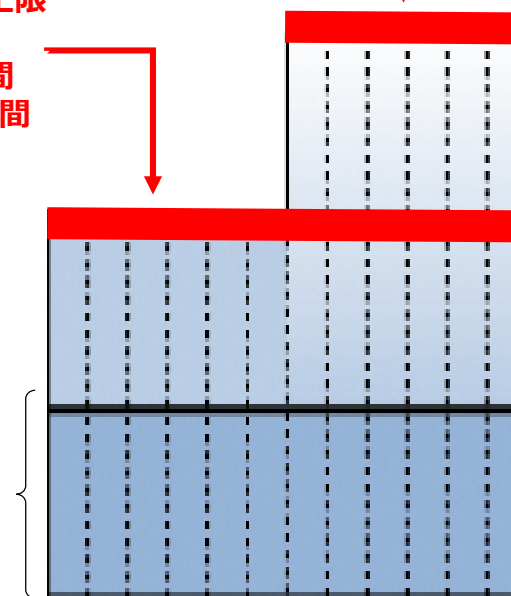
※中小企業は令和2年4月以降

法律による上限
(原則)
月45時間
年360時間

法律による上限
(例外)

一般労働者

- ・ 年720時間
- ・ 単月100時間未満（休日労働含む）
- ・ 複数月平均80時間（休日労働含む）
- ・ 法律による上限（原則）を超えられるのは年6か月まで



1年間 = 12か月

(参考) 中小企業の月60時間超の時間外労働に係る割増賃金率の引き上げ

- ▷ 中小企業に適用が猶予されていた月60時間超の時間外労働に係る割増賃金率の引き上げについて、
令和5年4月1日より猶予が廃止され、50%以上の割増賃金率の支払いが義務づけられました

(改正前)

月60時間超の残業割増賃金率
大企業は 50% 中小企業は 25%

	1 か月の時間外労働 〔1日8時間・1週40時間 を超える労働時間〕	
	60時間以下	60時間超
大企業	25%	50%
中小企業	25%	25%



(改正後 (令和5年4月以降))

月60時間超の残業割増賃金率 大企業、中小企業ともに50%
※中小企業の割増賃金率を上げ

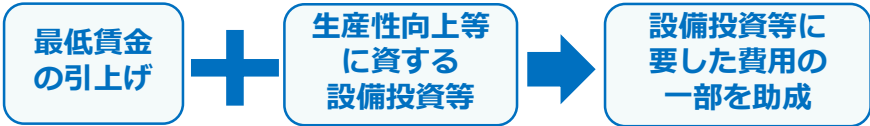
	1 か月の時間外労働 〔1日8時間・1週40時間 を超える労働時間〕	
	60時間以下	60時間超
大企業	25%	50%
中小企業	25%	50%



- 1 下請取引適正化及び賃金引上げに係る対応
- 2 賃金引上げに係る支援策及び取組事例
 - ・ 業務改善助成金
 - ・ キャリアアップ助成金 賃金規定等改定コース
- 3 人材確保の取組事例

業務改善助成金の制度①

事業場内の最低賃金（事業場内で最も低い時間給）を一定額以上引き上げるとともに、生産性向上に資する設備投資等を行った中小企業・小規模事業者に対し、その設備投資等に要した費用の一部を助成する。



【対象事業場】

- ・事業場内最低賃金（時間額に換算）と地域別最低賃金の差額が**50円以内**
- ・事業場ごとに申請

【助成率】

900円未満	900円以上950円未満	950円以上
9/10	4/5(9/10)	3/4(4/5)

※（）内は生産性要件を満たした事業者の場合

【助成上限額】

引き上げ労働者数	30円コース	45円コース	60円コース	90円コース
1人	30万円（60万円）	45万円（80万円）	60万円（110万円）	90万円（170万円）
2～3人	50万円（90万円）	70万円（110万円）	90万円（160万円）	150万円（240万円）
4～6人	70万円（100万円）	100万円（140万円）	150万円（190万円）	270万円（290万円）
7人以上	100万円（120万円）	150万円（160万円）	230万円	450万円
10人以上※	120万円（130万円）	180万円	300万円	600万円

※（）書きの上限額は、事業場規模30人未満の事業者が対象。

※ 引き上げ労働者数10人以上の助成上限額区分は、生産量要件（生産量等の直近3か月間の月平均値が前年、前々年、3年前と比較して15%減）、物価高騰要件（申請前3か月間のうち任意の1か月の売上高総利益率又は売上高営業利益率が前年同月と比較して3%ポイント減）又は事業場内最賃950円未満の場合のみ対象。

【助成金額の計算方法】

助成される金額は、生産性向上に資する設備投資等にかかった費用に一定の助成率をかけた金額と助成上限額とを比較し、いずれか安い方の金額となります。

【申請期限】 令和6年1月31日

（事業完了期限：令和6年2月28日）

※予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。

【助成対象の特例的な拡充】

売上高等が15%以上減少した事業者や原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等外的要因により利益率が3%ポイント以上低下した事業者に限り、以下の経費も助成。

- ・乗車定員7人以上又は200万円以下の乗用自動車及び貨物自動車等
- ・パソコン、スマホ、タブレット等の端末及び周辺機器の新規導入
- ・生産性向上に資する設備投資等に「関連する費用」（広告宣伝費、机・椅子の増設等）

50人未満の事業場の場合、業務改善助成金の申請はまだ間に合います！

業務改善助成金は原則、賃金引上げ、設備投資等を行う**前に申請**する必要があります。

事業場規模**50人未満**であれば令和5年4月1日～12月31日の期間に事業場内最低賃金を引き上げてこれから申請することができます。（**設備投資等を行う前に申請**してください）

（例）事業場規模50人未満の中小企業・小規模事業者（新潟県内）

事業場内最低賃金：令和5年9月30日まで時間額890円、同年10月1日から時間額931円

賃金締切日：20日 賃金支払日：末日

11月28日に業務改善助成金制度を知り、今後の生産性向上のための設備投資等に業務改善助成金を利用したい。

新潟県最低賃金発効日（令和5年10月1日）**より前の**9月21日に遡り890円から920円に賃金を引上げ、その差額を支払った。



30円コースの申請が可能

※令和5年9月21日時点で事業場内最低賃金920円とするので、他に920円未満の労働者がいる場合は、**920円まで賃金引上げる必要があります。**（退職した労働者含む）

※令和5年10月1日以降に賃金を上げた場合は、時間額931円以上の事業場内最低賃金から30円以上賃金を引き上げる必要があります。



※令和6年2月28日までに設備投資等事業を完了する必要があります。

対象となる設備投資等とは？

- **業務改善助成金**の支給対象となる「生産性向上等に資する設備投資等」については、“**生産性の向上、労働能率の増進に資するもの**”という要件があり、これを満たす必要がある。
- 制度の運用においては、生産性向上等の要件該当性の判断について、“**設備機器やコンサルティングの導入等や教育訓練により、何らかの生産性向上等が認められる場合**”は、支給対象となるものとして整理。

・ 機器・設備の導入

乗用自動車、貨物自動車は原則対象外。特殊用途自動車は対象となります。

特例事業者のうち一定の要件に該当する場合のみ、定員7人以上又は車両本体価格200万円以下の乗用自動車や貨物自動車が対象となります。

・ 経営コンサルティング

金融機関が行う経営相談又は国家資格（中小企業診断士、社会保険労務士、ファイナンシャル・プランニング技能士（1級又は2級に限る）等）を有し常態として経営コンサルティングを業とする者が行うコンサルティングに限ります。

人員削減や労働条件の引き下げを内容とするものは助成対象外です。

・ その他

倉庫の改装工事等により動線を改善し作業時間を短縮する。

職場環境改善のためのエアコン設置、法で義務付けられている設備の設置などは助成対象外です。



調理器具類

【生産性向上の効果】

○導入前

手作業で食品を加工、計量、製造していたため、製品の出来具合にばらつきが生じていた。また、人員を多く割く必要があり、作業効率が悪かった。



○導入後

出来具合にばらつきがなくなり、作業時間を削減することができた。また、その作業に従事する人員が少なくなり、他の業務に人員を回すことが可能となったことで作業効率が向上した。

導入事例	事業内容
原料充填機(ケーキ生地、ジャム等)	パン・菓子製造業等
食材カッター、食材皮剥き器	冷凍調理食品製造業
パン発酵機	パン・菓子製造業等

包装機

【生産性向上の効果】

○導入前

包装を手作業で行っていたため、製品の出来具合にばらつきがあり、作業時間が長くなっていた。また、一度に生産できる量も限られていたため、作業効率が悪かった。



○導入後

均一な仕上がりが実現し、一度に多くの量を生産することができるようになったことで、作業効率が向上した。

導入事例	事業内容
シュリンク包装機	印刷・同関連業、化学工業
菓子個包装機械	パン・菓子製造業

冷凍・冷蔵庫類

【生産性向上の効果】

○導入前

既存の設備では十分な冷凍が行えず、食材や製品の状態によって処理作業が生じていた。



○導入後

十分な冷凍が行えるため、保存中の食材や製品の品質が改善され、処理作業が軽減され作業効率が向上した。

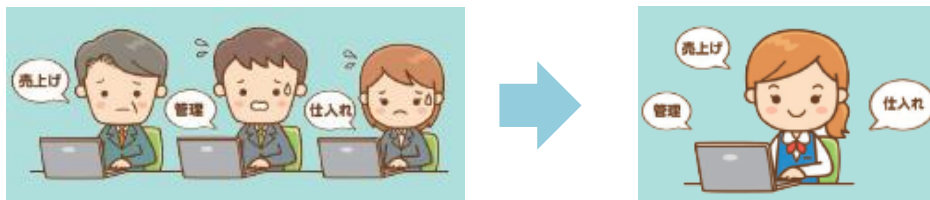
導入事例	事業内容
冷凍庫	食料品製造業、水産食料品製造業
冷凍冷蔵庫	パン・菓子製造業

その他

それ以外にも、生産性向上に資する様々な設備等を導入

導入事例	事業内容
経営システム、工程管理システム、生産管理システム等	外衣・シャツ製造業、金属製品製造業等
フォークリフト、特種用途自動車類(それに準ずるもの)	豆腐・油揚げ製造業、はん用機械器具製造業等
改修等によるレイアウト変更	繊維工業、電子部品製造業
ベルトコンベア	プラスチック製品製造業、製茶業等
マシン	繊維製品製造業等

《各経営情報を一元管理するシステムの導入により、管理業務の効率化を図った例》



業務改善助成金のお問い合わせ先

・厚生労働省HP

申請書と事業実績報告書・支給申請書を簡単に作成することができる**申請書等簡易作成ツール**を掲載しました。

・業務改善助成金コールセンター

TEL 0120-366-440

(平日8:30~17:15)

・新潟働き方改革推進支援センターでは 事業場に訪問してのご相談にも応じます。

TEL 0120-009-229

(平日9:00~17:00)

niigata-hatarakikata@shakaihokenroumushi.jp

・新潟労働局雇用環境・均等室

TEL 025-288-3528

15roudou@mhlw.go.jp (問い合わせのみ)

〒950-8625

新潟市中央区美咲町1-2-1

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

ホーム

Google カスタム検索

検索

テーマ別に探す 報道・広報 政策について 厚生労働省について 統計情報・白書 所管の法令等 申請・募集・情報公開

ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 雇用・労働 > 労働基準 > 事業主の方へ > 事業主への支援、助成金等一覧 > 最低賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援事業 > 業務改善助成金

雇用・労働 業務改善助成金

- お知らせ
- 業務改善助成金について
- 事業場内最低賃金とは
- 地域別最低賃金とは
- 生産性要件
- 特例事業費
- 業務改善助成金の手続き(フロー図)
- 交付決定を受けた後の注意事項
- 交付要綱・各種様式
- 申請のお役立ちツール
- 業務改善助成金特例コースの交付決定を受けた皆様へ
- お問い合わせ先・申請先

お知らせ

- 令和5年9月11日 申請書と事業実績報告書・支給申請書を簡単に作成することができる**申請書等簡易作成ツール**を掲載しました。

令和5年度 新潟労働局委託事業
中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業

労働時間等の労務管理、人材確保、生産性の向上…
「今やるべきこと」専門家に相談ください!

事業主、
労務・人事
ご担当の方へ

事業の課題やお悩み解決策が見つかります!

法令 同一労働同一賃金など、 法令にきちんと 対応できているか心配	助成金 助成金活用で 効果的に業務改善に 取り組みたい	労務 就業規則や 36協定等の作成を 支援してほしい
---	---	--

上記のような課題や要望に、以下の方法で対応します!

電話・メール・来所相談 気になることや不安なこと等、 気軽に相談いただけます。 ご希望の方法をお選びください。	専門家による訪問支援 より具体的な支援が必要な 場合には、専門家が無料で訪問。 貴社の課題に合わせて、 実際にあったサポートを実施します!	セミナー・出張相談会支援 セミナーや出張相談会での相談会に 専門家を派遣し、 個別や相談者として支援します。
---	--	--

※令和5年3月8日～令和5年3月15日実施中

お問い合わせ
お申込み

新潟働き方改革推進支援センター
TEL: 0120-009-229 (受付時間: 平日9:00~17:00)
HP: <https://hatarakikata.kaku.mhlw.go.jp/consultation/niigata/>

QRコード

業務改善助成金の電子申請先

※ご利用にはGビズIDプライムが必要です

 このサイトは日本政府公式Webサイトです ▼

jGrants

[補助金を探す](#) [申請の流れ](#) [よくあるご質問](#) [API](#)

[ログイン](#)

【厚生労働省】令和5年度中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金）

概要

補助金のキャッチコピー

補助金のサマリー

■目的・概要

業務改善助成金は、中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援し、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を30円以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合に、その設備投資等にかかった費用の一部を助成する制度です。

■注意事項

○「交付要綱」欄に掲載されている交付要綱・交付要領を熟読のうえ、申請してください。

○交付申請の際に書類の添付漏れや記載ミス等が多く見受けられます。申請ボタンをクリックする前に今一度ご確認くださいませと幸いです。

○また、交付申請後に書類の修正や添付漏れがわかった場合は、「交付申請の取下げ」や「再度別の申請」を行うのではなく、申請を行った都道府県労働局雇用環境・均等部（室）に連絡いただけますと幸いです。

○申請フォームに必要事項を記入したうえで、作成した交付申請書・添付書類を申請フォームの「申請書類」欄にアップロードしてください。交付申請書類は、「申請様式」欄に掲載されている様式を用いて作成してください。

○電子申請の受付・通知は厚生労働本省が行いますが、申請の審査や助成金の支払いは事業場所在地を管轄する都道府県労働局で実施します。申請書類等について都道府県労働局から問い合わせがある場合がございますので、ご了承ください。

○現在、仕入控除税額報告や財産処分等、一部の手続きは電子申請ができません。これらの手続きは、都道

[一覧に戻る](#)

[ログインして申請する](#)

質問と要望受け付けています

FAQチャット

キャリアアップ助成金賃金規定等改定コースについて

有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者といった、いわゆる非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、**正社員化、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成する制度**です。

【 各コース概要 】

		令和4年度 申請実績	比率 %
正社員化 コース	有期雇用労働者等を正社員化した事業主に対して助成	1, 0 6 9 件	9 1 %
障害者正社員化 コース	障害のある有期雇用労働者等を正規雇用労働者等に 転換した事業主に対して助成	1 0 件	1 %
賃金規定等改定 コース	有期雇用労働者等の賃金規定等を3%以上増額改定し、 昇給させた事業主に対して助成	2 3 件	2 %
賃金規定等共通化 コース	有期雇用労働者等と正規雇用労働者との共通の賃金規定等 を新たに規定・適用した事業主に対して助成	0 件	
賞与・退職金制度導入 コース	有期雇用労働者等に賞与・退職金制度を導入し、支給 または積立てを実施した事業主に対して助成	1 5 件	1 %
社会保険適用時 処遇改善コース	短時間労働者を、労働者の収入を増加させる取組を実施した うえで新たに社会保険に適用させた事業主に対して助成（令和5年10月創設）	—	—

「賃金規定等改定コース」とは？

有期雇用労働者等※₁の基本給を定める賃金規定等※₂を**3%以上**増額改定し、その規定を適用した事業主に対して、助成を行う制度です。

支給額 1人当たりの助成額は以下のとおりです。 ※1 事業所申請上限100人／年度

企業規模 \ 賃金引上げ率	3%以上5%未満	5%以上
中小企業	5万円	6万5,000円
大企業	3万3,000円	4万3,000円

加算額 1事業所当たり加算額は以下のとおりです。 ※1 事業所1回のみ

	職務評価の手法の活用により 賃金規定等を増額改定した場合
中小企業	20万円
大企業	15万円

職務評価とは・・人事評価とは異なります
職務の大きさ（職務内容・責任の程度）を相対的に比較し、その職務に従事する労働者の待遇が職務の大きさに応じたものとなっているかの現状を把握することをいいます。なお、職務評価は、個々の労働者の仕事への取り組み方や能力を評価（人事評価・能力評価）するものとは異なります。
(パンフレットP.37ご参照)

※1 有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者を含む、いわゆる「非正規雇用労働者」を指します。

※2 賃金規定の他、「賃金テーブル」や「賃金一覧表」も増額改定の対象とみなします。

具体的な活用事例

助成額① 中小企業の非正規雇用労働者全員（20人）の基本給を**3%以上**引き上げた場合

< 本体助成 >

$$20人 \times 50,000円 = 1,000,000円$$

助成額② 中小企業の非正規雇用労働者のうち、A部門で働く※1パートタイマー20人の基本給を**3%以上**、10人を**5%以上**引き上げた場合

< 本体助成 >

$$20人 \times 50,000円 = 1,000,000円$$

$$10人 \times 65,000円 = 650,000円$$

合計 1,650,000円

助成額③ 大企業の非正規雇用労働者のうち、A部門で働く※1パートタイマー20人の基本給を職務評価の手法を活用し**5%以上**引き上げた場合

< 本体助成 >

$$20人 \times 43,000円 = 860,000円$$

< 職務評価加算額 >

$$150,000円$$

合計 1,010,000円

※1 一部の非正規雇用労働者の賃金を増額する場合には、その区分が雇用形態別または職種別、その他合理的な理由（部門別等）に基づき区分されている場合に限り、対象労働者と認めます。 対象者は雇用保険に加入している非正規労働者等です。

受給条件 以下の要件全てに当てはまる必要があります。

1 キャリアアップ計画の作成・提出

賃金規定等を増額改定する前日までに「**キャリアアップ計画※1**」を作成し、最寄りの労働局へ提出していること。

- ⇒ 新潟県は、原則として**管轄ハローワーク**へ提出
ただし、**ハローワーク新潟管轄の事業所**のみ新潟の**助成金センター**へ提出

2 賃金規定等の適用

有期雇用労働者等の基本給を**賃金規定等**に定めていること。

- ⇒ **増額改定前の賃金規定等**は**3か月以上運用**されているもので**労働基準監督署届出**が確認できるものに限る（増額改定時に新たに作成する場合は賃金実態により判断）

3 賃金アップ（2の改定）

2の賃金規定等を**3%以上増額改定**し、改定後の規定に基づき**6か月分の賃金を支給**していること。

- ⇒ **増額改定後の賃金規定等**は**6か月分の賃金算定期間に適用**されているもので**労働基準監督署届出**が確認できるものに限る

※1 労働者のキャリアアップに向けた取組を計画的に進めるための、今後の大まかなイメージを記載した計画のことです。

賃金規定等とは？

次のように、就業規則や労働協約において賃金額の定めがあるものです。※1

就業規則	例：第〇条（賃金） 契約社員およびパートタイマーの賃金を〇〇のとおり定める・・・
賃金規定	例：第〇条（賃金） 賃金は、基本給、時間外手当、通勤手当とする。 第〇条（基本給） 基本給は、時給によって定める。なお、その金額は本人の能力及び経験等に応じ、〇級：〇〇円、〇級：〇〇円とする
賃金一覧表	例：【等級別】 1級：〇〇〇円、2級：〇〇〇円、3級：〇〇〇円 【個人別】 〇〇さん：〇〇〇円、××さん：××円、△△さん：△△円（匿名でも可）

注）就業規則以外の賃金規定に定める場合は「給与については賃金規定に定める・・・」、賃金テーブル・賃金一覧表に定める場合は「基本給については別表：賃金テーブル・賃金一覧表に定める・・・」などの紐づけが必要です。

※1 賃金規定等は、改定ではなく、新たに作成した場合でもその内容が、過去3か月の賃金実態からみて3%以上増額していることが確認できれば助成対象になります。

増額改定から申請までの流れ（賃金一覧表を新たに作成した場合）

有期雇用労働者等の基本給を時給、日給又は月給に換算



金額の順に一覧表を作成



全て※1の等級の金額を3%以上増額し、6か月分の賃金を支給した日の翌日から2か月間、支給申請ができます。

< 賃金一覧表（時給換算の場合） >

等級	改定前時給	改定後時給
1	950円	980円
2	970円	1,000円
...	...	...
10	1,200円	1,240円



3%以上UP!

例) 申請期間（賃金締切日が月末で翌月15日払いの事業所の場合）

賃金増額前の賃金一覧表を作成（3か月以上運用）



4月1日 賃金増額改定（全ての等級を3%以上増額）



6か月分の賃金算定期間



9月30日 6か月目の賃金締め日 ⇒ 10月15日賃金支払日



10月16日から12月15日までが申請期間

※1 既存の賃金規定等を改定する場合、**対象労働者が位置づけられていない等級も、原則として全て増額**している必要があります。

一部の有期雇用労働者等を対象とする場合

原則、全ての有期雇用労働者等の基本給の賃金規定等を3%以上増額改定することが必要ですが、次の場合に限り対象者と認めます。

1. 雇用形態別 (正社員・パート・アルバイト 等)
2. 職種別 (営業職・総務職・現場作業職 等)
3. その他合理的な理由
 - ・部門別 (A支店やB工場 等)

・最低賃金を下回る者

令和3年度までは認められていませんでしたが、令和4年度から認められることになりました。ただし、各都道府県の最低賃金の公示日以降、発効日の前日までに賃金規定等の増額改定を行う必要があります。例年発効日は10月1日となっていますので、前日の9月30日までに改定を行えば、最低賃金の増額分を組み入れることが可能です。発効日後は含めることはできません。

(参考) 直近3年の新潟県の最低賃金	R03.10.1～ ¥859 (3.3%UP)
	R04.10.1～ ¥890 (3.6%UP)
	R05.10.1～ ¥931 (4.6%UP)

“3%以上増加している！”

【認められないケース】

- ・評価が良かった者だけ・・・(評価の結果であっても3%以上増額が必要)
- ・A支店の総務部門・・・といった二重の括り

各種お問合せ先について

キャリアアップ助成金の活用については、
お近くのハローワーク又は助成金センターへ

	所在地	電話番号
助成金センター	新潟市中央区新光町16-4 荏原新潟ビル 1F	025(278)7181
ハローワーク新潟	新潟市中央区美咲町1-2-1 新潟美咲合同庁舎2号館 1,2階	025(280)8609
ハローワーク長岡	長岡市千歳1-3-88 長岡地方合同庁舎内	0258(32)1181
ハローワーク上越	上越市春日野1-5-22 上越地方合同庁舎内	025(523)6121
ハローワーク三条	三条市北入蔵1-3-10	0256(38)5431
ハローワーク柏崎	柏崎市田中26-23 柏崎地方合同庁舎内	0257(23)2140
ハローワーク新発田	新発田市日渡96 新発田地方合同庁舎内	0254(27)6677
ハローワーク新津	新潟市秋葉区新津本町4-18-8 新津労働総合庁舎内	0250(22)2233
ハローワーク十日町	十日町市下川原町43	025(757)2407
ハローワーク糸魚川	糸魚川市横町5-9-50	025(552)0333
ハローワーク巻	新潟市西蒲区巻甲4087	0256(72)3155
ハローワーク南魚沼	南魚沼市八幡20-1	025(772)3157
ハローワーク佐渡	佐渡市両津夷269-8	0259(27)2248
ハローワーク村上	村上市緑町1-6-8	0254(53)4141

詳細は「キャリアアップ助成金のご案内」パンフレットをご参照ください。

(参考) 人材開発支援助成金①

事業主の皆さま

人材開発支援助成金 (人への投資促進コース)のご案内

人材開発支援助成金の制度概要

▶詳細はP4へ

事業主等が雇用する労働者に対して、事前に作成した計画に沿って職務に関連した訓練を実施する場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成する制度です。助成金が支給されるまでの主な流れは以下のとおりです。



人への投資促進コース

▶詳細はP2～3へ

企業における労働者の人材育成を強力に支援するため、国民の皆さまからのご提案をもとに、令和4～8年度の期間限定助成として「人への投資促進コース」による助成を行っています。「人への投資促進コース」には、以下の5つのメニューがあります。

定額制訓練

サブスクリプション型の研修サービスによる訓練の実施

高度デジタル人材訓練 ／成長分野等人材訓練

高度デジタル人材等の育成のための訓練の実施

情報技術分野認定実習 併用職業訓練

IT分野未経験者の即戦力化のための訓練の実施

自発的職業能力 開発訓練

労働者が自発的に受講した訓練費用を負担

長期教育訓練 休暇等制度

働きながら訓練を受講するための休暇制度等を導入

各訓練メニューの助成率と助成額

定額制訓練

定額受け放題

従業員の方がサブスクリプション型の研修サービスを利用した場合に助成します。

対象の訓練	経費助成率		賃金助成額	
	中小企業	大企業	中小企業	大企業
サブスクリプション型の研修サービス	60%	45%	-	
	(+15%)			

高度デジタル人材訓練・成長分野等人材訓練

資格取得費用も対象

DX推進や成長分野などでのイノベーションを推進する高度人材を育成する場合に助成します。

対象の訓練	経費助成率		賃金助成額	
	中小企業	大企業	中小企業	大企業
ITSS (ITスキル標準) レベル4・3となる訓練等	75%	60%	960円	480円
海外も含む大学院での訓練	75%		国内大学院の場合 960円	

自発的職業能力開発訓練

自発的な学びを支援

対象の訓練	経費助成率	賃金助成額
労働者の自発的な訓練費用を事業主が負担した訓練	45%	-
	(+15%)	

情報技術分野認定実習併用職業訓練

資格取得費用も対象

対象の訓練	経費助成率		賃金助成額	
	中小企業	大企業	中小企業	大企業
IT分野未経験者（正規雇用労働者）の即戦力化のための訓練 (OFF-JTとOJTを組み合わせた訓練)	60%	45%	760円	380円
	(+15%)		(+200円)	(+100円)
	OJT実施助成額			
	中小企業 20万円 (+5万円)		大企業 11万円 (+3万円)	

長期教育訓練休暇等制度

導入済み企業も対象

教育訓練休暇や教育訓練短時間勤務制度を導入し、労働者の自発的な職業能力開発を促進した場合に助成します。賃金助成に人数制限はありません。

対象の訓練	経費助成額	賃金助成額
長期教育訓練休暇制度 (30日以上連続休暇取得)	20万円 (+4万円)	1人1日当たり 6,000円 (※有給休暇の場合) (+1,200円)
所定労働時間の短縮と 所定外労働時間の免除制度	20万円 (+4万円)	-

・（ ）内の助成率（額）は、賃金要件・資格等手当要件を満たした場合の率（額）です。
・賃金助成額は、1人1時間当たりの額です。OJT実施助成額は、1人1訓練当たりの額（定額）です。

(参考) 人材開発支援助成金②

人材開発支援助成金（人への投資促進コース）の活用例

定額制訓練

社内の生産工程のDX化を一層推進するため、令和4年10月～令和6年9月の2年間で集中的に人材育成を行うという経営・人事戦略を立てた。この戦略に基づき、社員の職種や階層ごとに身につけてほしいITスキルを、社員本人のレベルも加味しながら、体系立った育成を行うため、社内研修として、定額受け放題のeラーニングを導入した。導入により、多様な学習スタイルや研修時間の効率化を実現し、効果的に社員のスキルアップを行うことができた。

年間利用料：200万円 経費助成：60（45）% ⇒ 120（90）万円の助成 ※括弧書きは大企業の場合

高度デジタル人材訓練・成長分野等人材訓練

システム開発や運用保守を行うことができる人材を育成するため、社員に情報処理安全確保支援士（ITSSレベル4）や応用情報技術者（ITSSレベル3）の講座を受講させ、資格試験費用も助成対象になるため自社で負担した。その後、無事試験に合格し、技術・管理の両面から有効な対策を助言・提案して経営層を支援するセキュリティコンサルタントやシステム開発部門のリーダーとして活躍している。

自社専用の学習カリキュラムの開発を地元の大学に委託して訓練を実施。業務効率化に向けて社内のデジタル化を図るため、自社で培ったノウハウを基に、本当に必要なデジタル技術を社内に実装したいと考えた。そのためには、自社のサービスやシステムを熟知している自社の社員をリスクリングする必要があった。オーダーメイド型訓練の開発・設定費用も助成対象になるため、この制度を活用して実施した。現在、事業部門内にて、業務改善システムの開発に取り組んでいる。（※高度デジタル人材訓練限定）

自発的職業能力開発訓練

社員が自ら業務を見直し、デジタル関係のスキルを身につけたいと考えたが、費用がネックになっているという相談があった。会社としては、社員が自発的に資格取得することの後押しをすることにより、社内の生産性の向上が期待できると考え、自発的な職務に関する学び・学び直しに対して、費用の一部を負担した。

限度額など

●1事業所1年度あたり

人への投資促進コース (成長分野等人材訓練除く)	成長分野等人材訓練
2,500万円	1,000万円
※うち自発的職業能力開発訓練は300万円まで	

●受講者1人あたり

訓練メニュー	経費助成				賃金助成	受講回数 (1年度あたり)
	※実訓練時間数に応じて		大学	大学院		
	中小企業	大企業	中小企業	大企業		
定額制訓練	—	—	—	—	—	—
高度デジタル人材訓練	30～50万円	20～30万円	150万円	100万円	原則1,200時間 大学院、大学、 専門実践教育訓練は 1,600時間	3回まで
成長分野等人材訓練	—	—	—	国内150万円 <海外500万円>	—	—
自発的職業能力開発訓練	7～20万円	—	60万円	国内60万円 <海外200万円>	—	3回まで
情報技術分野認定実習 併用職業訓練	15～50万円	10～30万円	—	—	1,200時間	1回まで
長期教育訓練休暇等制度	—	—	—	—	最大150日 ※有給の長期休暇のみ	—

※「定額制訓練」は、受講者1人当たりの経費助成の限度額の設定なし。

※実訓練時間数が100時間未満/100～200時間未満/200時間以上によって変動。

※「長期教育訓練休暇等制度」は、経費助成を1事業主1回まで（定額）。賃金助成の人数は制限なし。

助成金受給までの流れと申請に必要な書類

Step0

職業能力開発推進者の選任、事業内職業能力開発計画の策定・周知

Step1 計画提出

- 事業内職業能力開発計画に基づき、**職業訓練実施計画を作成する**
 - 作成した計画を**訓練開始日の1か月前まで（※）**に管轄労働局に提出する
- ※ 定額制訓練の場合は、原則、定額制サービスの契約期間の初日から起算して1か月前まで

主な提出書類

所定の様式	- 職業訓練実施計画届 - 訓練別の対象者一覧
添付書類	- 訓練内容を確認できるカリキュラム - 訓練期間中の労働条件がわかるもの（雇用契約書の写しなど）

Step2 訓練実施

- 「職業訓練実施計画」に基づき訓練を実施する

Step3 支給申請

- 訓練終了日の翌日から**2か月以内に**、必要書類を管轄労働局に提出する
- 支給申請までに、訓練にかかった経費全額を支払う

主な提出書類

所定の様式	- 法令違反等がないか確認する書類 - 支給申請書 - 助成額を算定した書類 - OFF-JT実施状況報告書
添付書類	- 出勤簿、タイムカード、賃金台帳の写しなど - 事業主が訓練費用を負担したことを確認できる振込通知書など - 訓練に使用した教材の目次等の写し - 受講を修了したことを証明する書類（修了証など）

※ **長期教育訓練休暇等制度** は、申請手続きや提出書類が一部異なりますのでご注意ください。

申請手続き等に関する問い合わせ先

■各都道府県労働局の助成金申請窓口

<https://www.mhlw.go.jp/general/seido/josei/kyufukin/toiawase.html>

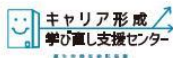
■(URL) 人材開発支援助成金

手続きに必要な書類は、以下のリンク先から各コースの最新版パンフレットをご確認ください。
申請書類の様式も以下のリンク先に掲載しています。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/d01-1.html



(参考) 人材開発支援助成金③



事業主の皆さまへ

新しい事業展開やデジタル化・グリーン化に伴う
人材育成に取り組むなら

人材開発支援助成金

事業展開等リスクリング支援コース

がオススメです！

電子契約システムを導入して、
社内のペーパーレス化を
進めたい

日本料理店から、
フランス料理店を
新たに開業したい

風力発電機や
太陽光パネルを
導入していきたい

新しい事業展開のために
社員研修を導入しよう

でも研修にかかる経費とか
研修期間中の給料の
支払いがあるから
負担になるなあ...

新規事業の
立ち上げ

新商品の
開発

再生可能
エネルギーの活用

アプリ開発で
サービスを革新

業務効率のために
デジタル化

研修費用の
負担軽減で
助かります！

① ② ③ ④

人材開発支援助成金... 人材開発支援助成金とは、雇用する労働者に対して訓練を実施した場合に、訓練期間中の賃金や訓練経費の一部を助成する制度です。主に、労働者の専門的な知識・技能の習得を目的とした訓練が対象となります。

事業主の皆さま こんなお悩みはありませんか？

- ☐ 新事業展開に伴い、社員研修が必要だが、費用が高く負担になりそう...
- ☐ いままでとまったく異なる業種にチャレンジしたいが、これも事業展開の対象になるの？
- ☐ 業務のデジタル化やグリーン化に向けて必要な専門知識の訓練を受けさせたいが、これも助成の対象になるの？



「事業展開等リスクリング支援コース」について詳しくはこちら 裏面へ

※「令和5年度キャリア形成・学び直し支援センター事業」は株式会社パンナが厚生労働省より受託して実施しています。

「事業展開等リスクリング支援コース」助成対象の一例がこちら

「事業展開」の例

- ・医療系システムの開発を行っていた事業主が、「農業支援システム」の開発を行うため、エンジニアを農業システム関係の学校に通わせる
- ・飲食店事業を行っているが、テイクアウト及びお弁当の製造販売を新たに開始するため、予約システムの構築やアプリ開発を行うための講座をスタッフに受講させる
- ・カーナビ画面のフィルム製造をしている企業が、新しくゲーム機専用のフィルムを開発するため、専門的な講師を招いて開発ノウハウを習得させる

「デジタル・DX」の例

- ・建設現場において、3次元設計などのICT技術の習得させるための講座を現場スタッフに受講させる
- ・営業部門において、ITツールを活用したWEB接客のノウハウの習得させるための講座を社員に受講させる

「グリーン・カーボンニュートラル化」の例

- ・CO₂削減のために、農業散布に使うトラクターの代わりにドローンを導入し、スタッフをドローンスクールに通わせる
- ・風力発電機や太陽光パネルなど、環境に配慮した電力供給システムを構築するため、従業員にエンジニア育成講座を受講させる

支給対象訓練

- ① 助成対象とならない時間を除いた訓練時間数が10時間以上であること
- ② OFF-JT(企業の事業活動と区別して行われる訓練)であること
- ③ 職務に関連した訓練であって以下のいずれかに該当する訓練であること

- ① 企業において事業展開を行うにあたり、新たな分野が必要となる専門的な知識及び技能の習得をさせるための訓練
- ② 事業展開は行ないが、事業主において企業内のデジタル・デジタルトランスフォーメーション化やグリーン・カーボンニュートラル化を進めるにあたり、これに関連する業務に従事させる上で必要となる専門的な知識及び技能の習得をさせるための訓練

※本コースでは、事業展開などの内容を記載した「事業展開等リスクリング支援コース」(後述)を訓練実施計画書と併せて提出する必要がありますので、取り扱った内容を厳密に、具体的な記載が必要です。事前に事務局にお問い合わせください。
※「事業展開」は、訓練開始日から起算して、3年以内に完了する予定のものまたは3年以上にわたって実施したものである必要があります。

助成率・助成額

① 助成率・助成限度額					② 受講者1人あたりの経費助成限度額					
経費助成率		賃金助成額 (1人1時間)		1事業所 1年度あたりの 助成限度額	10h以上 100h未満		100h以上 200h未満		200h以上	
中小企業	大企業	中小企業	大企業		中小企業	大企業	中小企業	大企業	中小企業	大企業
75%	60%	960円	480円	1億円	30万円	20万円	40万円	25万円	50万円	30万円

本助成金では、助成金を活用する上で、支給対象事業主の要件などを設定しています。また、本助成金を活用して人材育成を行う場合は、訓練開始日から起算して1か月前までに、事業所所在地を管轄する都道府県労働局に計画書を提出する必要がありますので、ご不明な点がございましたら、最寄りの都道府県労働局の助成金申請窓口にお問い合わせください。

・人材開発支援助成金のメリット・

メリット①

従業員の生産性が向上する

人材開発支援助成金の支給対象となる訓練では、従業員一人ひとりが知識・技術的な専門的なスキルを身に付けることが可能です。これにより、従業員が仕事を覚え、今までよりも効率的に働くことが可能となり、結果として生産性の向上が期待できます。

メリット②

少ない負担で研修や訓練を実施できる

多数の従業員に対して仕事を覚えてもらうための研修や訓練を行うと相当な負担となり、企業の負担は大きくなります。人材開発支援助成金を利用することで、それらの経費や、研修や訓練に参加した従業員の賃金の一部が助成され、大幅なコストカットにつながります。

メリット③

従業員と企業の底上げにつながる

人材開発支援助成金を利用して訓練をすることで、従業員のモチベーション向上が見込まれるため、キャリアアップなどの意欲が芽生えるケースもあります。非正規雇用の従業員を正規雇用へ変更するためのコースもあり、一人ひとりの成長が結果として企業全体の底上げとなります。

さらに詳しくはこちら



お問合せ



厚生労働省 都道府県労働局・ハローワーク

各都道府県労働局の助成金申請窓口 <https://www.mhlw.go.jp/general/seido/josei/kyufukin/toiawase.html>



(参考) 最低賃金・賃金引上げに向けた支援策①



最低賃金・賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援施策

1. 賃金引上げに関する支援

① 業務改善助成金 問い合わせ先：業務改善助成金コールセンター 電話：0120-366-440 (平日 8:30~17:15) 又は都道府県労働局雇用環境・均等部 (室)	業務改善助成金 検索
事業場内で最も低い時間給(事業場内最低賃金)を一定額以上引上げ、生産性向上に資する設備投資等(機械設備の導入、人材育成・教育訓練や国家資格者によるコンサルティング)を行う中小企業・小規模事業者は、その設備投資等に要した費用の一部を助成する制度です。一定の要件を満たすと、助成上限額・助成率・助成対象経費の特例的な拡充が受けられます。	
② キャリアアップ助成金 問い合わせ先：都道府県労働局又はハローワーク 有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者といったいわゆる非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、正社員化、賃金引上げ等の処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成します。なお、キャリアアップ助成金については、徹底が求められている同一労働同一賃金に取り組む際にも活用することができます。	キャリアアップ助成金 検索
③ 中小企業向け賃上げ促進税制 問い合わせ先：中小企業税制サポートセンター 青色申告書を提出している中小企業者等が、一定の要件を満たした上で賃金引上げを行った場合、その増加額の一定割合を法人税額(又は所得税額)から控除できる制度です。	賃上げ促進税制 検索
④ 企業活力強化貸付(働き方改革推進支援資金) 問い合わせ先：日本政策金融公庫 電話：0120-154-505 事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)の引上げに取り組む中小企業・小規模事業者に対して、設備資金や運転資金を低金利で融資します。	働き方改革推進支援資金 検索
⑤ 固定資産税の特例措置 問い合わせ先：<先端設備等導入計画の作成等について> 先端設備等の導入先の市町村先端設備等導入計画担当課 <税制について> 中小企業税制サポートセンター 固定資産税等の軽減相談窓口 電話：03-6281-9821(平日 9:30~12:00、13:00~17:00) <制度について> 中小企業庁 技術・経営革新課(イノベーション課) 電話：03-3501-1816 中小企業等経営強化法に基づき、市町村から認定を受けた「先端設備等導入計画」に従って取得した設備に対して、地方税法において償却資産に係る固定資産税の特例措置を講じることで、設備投資による生産性向上や賃上げに取り組む事業者を後押しします。	先端設備等導入計画 検索
⑥ 中小企業等経営強化法(経営力向上計画) 問い合わせ先：経営力向上計画相談窓口 中小企業庁企画課 電話：03-3501-1957(平日 9:30~12:00、13:00~17:00) 中小企業・小規模事業者等による経営力向上に関する取組を支援します。事業者は事業分野指針に沿って「経営力向上計画」を作成し、国の認定を受けることができます。認定された事業者は、税制や金融支援等の措置を受けることができます。	経営力向上計画 検索

2. 生産性向上に関する支援

⑦ 中小企業等経営強化法に基づく法人税の特例(経営強化税制) 問い合わせ先：中小企業税制サポートセンター 電話：03-6281-9821 (平日 9:30~12:00、13:00~17:00) 中小企業等経営強化法に基づいて、経営力向上計画を作成し、主務大臣の認定を受け、計画に記載されている一定の設備を新規取得等して指定事業の用に供した場合、即時償却または取得価額の10%(資本金3,000万円超1億円以下の法人は7%)の税額控除を選択適用することができます。	経営強化税制 検索
⑧ 事業再構築補助金 問い合わせ先：事業再構築補助金事務局コールセンター 受付時間：9:00~18:00 (日祝日を除く) 電話番号：<ナビダイヤル> 0570-012-088 <IP 電話用> 03-4216-4080 ウィズコロナ・ポストコロナの時代の経済社会の変化に対応するための新分野展開、業態転換、事業・業種転換、事業再編、国内回帰又はこれら取組を通じた規模の拡大等、思い切った事業再構築に意欲を有する中小企業等の挑戦を支援します。	事業再構築補助金 検索
⑨ ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金 問い合わせ先：ものづくり補助金事務局サポートセンター 電話：050-8880-4053 (平日 10:00~17:00) 中小企業・小規模事業者等が取り組む革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善等を行うための設備投資等を支援します。	ものづくり補助金 検索
⑩ 小規模事業者持続化補助金 問い合わせ先：<商工会の管轄地域で事業を営む方> 全国商工会連合会 問合せ先は所在地によって異なるため、URL をご参照ください。https://www.shokokai.or.jp/jizokuka_r1h/ <商工会議所の管轄地域で事業を営む方> 日本商工会議所 電話：03-6632-1502 小規模事業者が経営計画を作成し、その計画に沿って行う販路開拓等の取組を支援します。	持続化補助金 検索
⑪ サービス等生産性向上 IT 導入支援事業費補助金 問い合わせ先：サービス等生産性向上 IT 導入支援事業事務局 電話：0570-666-424 中小企業等の生産性向上を実現するため、業務効率化や付加価値向上に資する IT ツールの導入を支援します。	IT 導入補助金 検索
⑫ 事業承継・引継ぎ補助金 問い合わせ先：事業承継・引継ぎ補助金事務局 (経営革新事業)：050-3615-9053 (専門家活用事業/廃業・再チャレンジ事業)：050-3615-9043 事業承継・引継ぎを契機とした前向きな投資を促すため、設備投資や販路開拓等の経営革新に係る費用、事業引継ぎ時の専門家活用費用、事業承継・引継ぎに伴う廃業費用等を支援します。	事業承継・引継ぎ補助金 検索

(参考) 最低賃金・賃金引上げに向けた支援策②

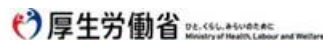
3. 下請取引の改善・新たな取引先の開拓に関する支援		
⑬ 下請適正取引等の推進のためのガイドライン 問い合わせ先：中小企業庁取引課 電話：03-3501-1669 親事業者と下請事業者との望ましい取引関係を構築するために、業種別の下請適正取引等の推進のためのガイドライン（下請ガイドライン）を策定しています。	下請ガイドライン	検索
⑭ パートナリシップ構築宣言 問い合わせ先：＜「宣言」の内容について＞ 中小企業庁企画課 電話：03-3501-1765 ＜「宣言」の提出・掲載について＞（公財）全国中小企業振興機関協会 電話：03-5541-6688 下請中小企業振興法における「振興基準」を遵守することを明記し宣言することで、発注者側による受注者側への「取引条件のしわ寄せ」防止を促し、下請取引の適正化を後押ししています。また、宣言した企業の取組を「見える化」するため、「宣言」をポータルサイトに掲載しています。	パートナーシップ構築宣言	検索
⑮ 官公需法に基づく「令和4年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」 問い合わせ先：中小企業庁取引課 電話：03-3501-1669 「令和4年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」において、最低賃金額の改定に伴う契約金額の見直しについて定めています。	官公需基本方針	検索
⑯ 官公需情報ポータルサイト 問い合わせ先：中小企業庁取引課 電話：03-3501-1669 国等及び地方公共団体がホームページ上で提供している入札情報を自動巡回システムにより収集し、入札情報を一括して検索・入手できる「官公需情報ポータルサイト」を運営しています。	官公需ポータルサイト	検索
4. 資金繰りに関する支援		
⑰ セーフティネット貸付制度 問い合わせ先：日本政策金融公庫（日本公庫） 電話：0120-154-505 沖縄振興開発金融公庫（沖縄公庫） 電話：098-941-1795 一時的に売上減少等状況が悪化しているが、中長期的には回復が見込まれる中小企業・小規模事業者の皆様が融資を受けることができます。	セーフティネット貸付	検索
⑱ 小規模事業者経営改善資金融資制度（マル経融資） 問い合わせ先：事業所の所在する地区の商工会・商工会議所 日本政策金融公庫（沖縄振興開発金融公庫）の本支店 小規模事業者に対して、経営改善のための資金を無担保・無保証人・低金利で融資します。	マル経融資	検索
5. その他、雇用（人材育成）に関する支援		
⑲ 建設事業主等に対する助成金 問い合わせ先：都道府県労働局又はハローワーク 中小建設事業主等が建設労働者の雇用の改善、技能の向上等の取組を行う場合に、助成金（「人材開発支援助成金」、「人材確保等支援助成金」、「トライアル雇用助成金」）を支給します。	建設事業主等に対する助成金	検索

⑳ 人材確保等支援助成金 問い合わせ先：都道府県労働局又はハローワーク 事業主や事業協同組合等が、魅力ある職場づくりのために、労働環境の向上等の取組により従業員の職場定着の促進等を図った場合に助成します。	人材確保等支援助成金	検索
㉑ 地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース） 問い合わせ先：都道府県労働局又はハローワーク 雇用情勢が厳しい地域等において、事業所を設置・整備し、その地域に居住する求職者等を雇い入れた事業主に助成します。	地域雇用開発助成金	検索
㉒ 人材開発支援助成金 問い合わせ先：都道府県労働局又はハローワーク 従業員に対して計画に沿って訓練を実施した場合や、教育訓練休暇等制度を導入し、その制度を従業員に適用した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部などを助成します。	人材開発支援助成金	検索
6. 相談窓口・各種ガイドライン		
㉓ よろず支援拠点 問い合わせ先：各都道府県のよろず支援拠点 中小企業・小規模事業者等が抱える様々な経営課題に無料で相談対応するワンストップ窓口として、各都道府県に「よろず支援拠点」を設置しています。	よろず支援拠点	検索
㉔ 下請かけこみ寺 問い合わせ先：（公財）全国中小企業振興機関協会 各都道府県の下請かけこみ寺 電話：0120-418-618 中小企業・小規模事業者の皆さんが抱える取引上の悩み相談を受け付けております。問題解決に向けて、相談員や弁護士がアドバイスを行います。	下請かけこみ寺	検索
㉕ 働き方改革推進支援センター 問い合わせ先：全国の働き方改革推進支援センター 働き方改革推進支援センターでは、中小企業事業主からの賃金引上げに向けた労務管理に関する相談や同一労働同一賃金に関する相談、長時間労働削減に関する相談など、働き方改革に向け様々な課題を抱えている事業主の皆さまに対して、労務管理の専門家等が無料でアドバイスを行っています。	働き方改革 特設サイト	検索
㉖ 中小企業向け補助金・総合支援サイト「ミラサポ plus」 問い合わせ先：ミラサポ plus コールセンター 電話：050-5370-4340 中小企業・小規模事業者の皆さまを対象とした様々な支援施策（制度）をより「知ってもらう」「使ってもらう」ことを目指した中小企業・小規模事業者向け補助金・総合支援サイトです。支援制度や活用事例を簡単に検索でき、電子申請までサポートします。	ミラサポ plus	検索
各都道府県労働局の問い合わせ先：厚生労働省HPホーム＞厚生労働省について＞所在地案内＞ 都道府県労働局（労働基準監督署、公共職業安定所）所在地一覧		

(2023. 4)

(参考) キャリアアップ助成金 (社会保険適用時処遇改善コース)

事業主の皆様へ



年収の壁対策として 労働者1人につき**最大50万円**助成します！

○2023年10月からキャリアアップ助成金「社会保険適用時処遇改善コース」が始まりました。
○労働者の収入を増加させる取組を行った事業主に、労働者1人につき**最大50万円**を助成します。
○支給申請の**事務手続きも簡単**になりました。

労働者にとって、
・「年収の壁」を意識せず働くことができる。
・社会保険に加入することで処遇改善につながる。

事業主の皆様へ
人手不足の解消へ！



「社会保険適用時処遇改善コース」を新設しました！

(1) 手当等支給メニュー

要件	1人当たり 助成額
① 賃金の15%以上を追加支給 (社会保険適用促進手当など)	1年目 20万円
② 賃金の15%以上を追加支給 (社会保険適用促進手当など) 3年目以降、③の取組	2年目 20万円
③ 賃金の18%以上を増額	3年目 10万円

◆社会保険適用促進手当

事業主が社会保険適用に伴い手取り収入を減らさないよう
手当を支給した場合は、本人負担分の保険料相当額を上乗して
社会保険料の算定対象とします。

(2) 労働時間延長メニュー

週所定労働 時間の延長	賃金の 増額	1人当たり 助成額
4時間以上	—	30万円
3時間以上 4時間未満	5%以上	
2時間以上 3時間未満	10%以上	
1時間以上 2時間未満	15%以上	

※ 助成額は中小企業の場合、大企業の場合は3/4の額。
※ 1年目に(1)の取組による助成(20万円)を受けた後、
2年目に(2)の取組による助成(30万円)を受けることが可能。

※令和5年10月1日から令和8年3月31日までの間に新たに社会保険の適用となった労働者が対象です。

キャリアアップ計画書を事前に提出しましょう！

2024(令和6)年1月31日までに取組を開始する場合

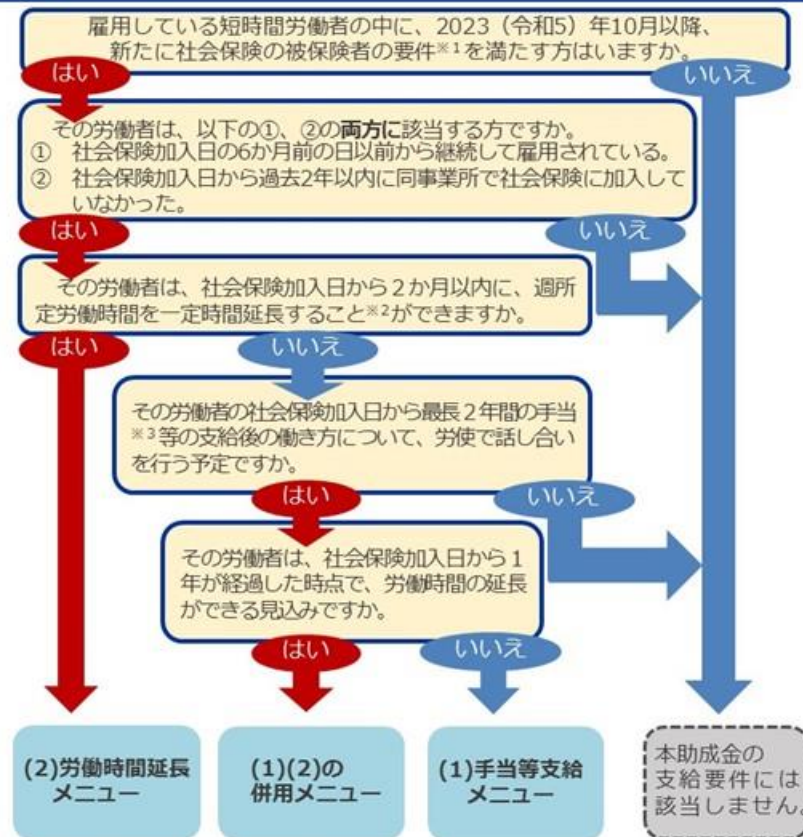
キャリアアップ計画書は2024年1月までに管轄労働局に提出してください

＜申請スケジュールの例＞※給与を月末締め、翌月15日払いで支払い、手当等支給メニューを選択した場合

	R5.10	R5.11	R5.12	R6.1	R6.2	R6.3	R6.4	R6.5	R6.6	R6.7	R6.8	R6.9	R6.10	R6.11	R6.12
社会保険加入	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
手当等支給															
キャリアアップ計画書提出															

(※) 本助成金の支給を受けるためには、手当の支給等の取組を6か月行うごとに、2か月以内に申請することが必要です。
(※) 2024(令和6)年2月1日以降に手当の支給等の取組を始める場合は、取組を開始する前日までに、キャリアアップ計画を提出してください。

対象となる労働者をチェックしましょう！



- ※1 厚生年金保険の被保険者数が常時101人以上である事業所の場合は、週所定労働時間が20時間以上かつ所定内賃金が月額8.8万円以上で学生ではないこと。100人以下の事業所の場合は、週所定労働時間及び月の所定労働日数が常時雇用のフルタイム従業員の4分の3以上であること。
- ※2 週所定労働時間を4時間以上延長、または3時間以上延長するとともに基本給を5%増額改定する等の措置。詳しくは、表面の「(2)労働時間延長メニュー」をご覧ください。
- ※3 社会保険適用促進手当(標準報酬月額が10.4万円以下の者に対して、事業主が支給する場合、最長2年間、社会保険の標準報酬月額・標準賞与額の算定対象に含めない取り扱いとする手当)

- キャリアアップ助成金の申請方法や助成額などの詳細については、都道府県労働局または管轄のハローワークまでお問合せください。
- 各都道府県の働き方改革推進支援センターでも助成金に関する相談を受け付けています。最寄りのセンターの連絡先は [働き方改革推進支援センター 無料相談窓口](#) [検索](#)
- 「年収の壁突破・総合相談窓口」(コールセンター)にもご相談いただけます。

年収の壁突破・総合相談窓口(フリーダイヤル・無料)

0120-030-045

受付時間 平日 9:30~18:15
(土日・祝日・年末年始(12/29~1/3)はご利用いただけません。)

厚生労働省公式HP

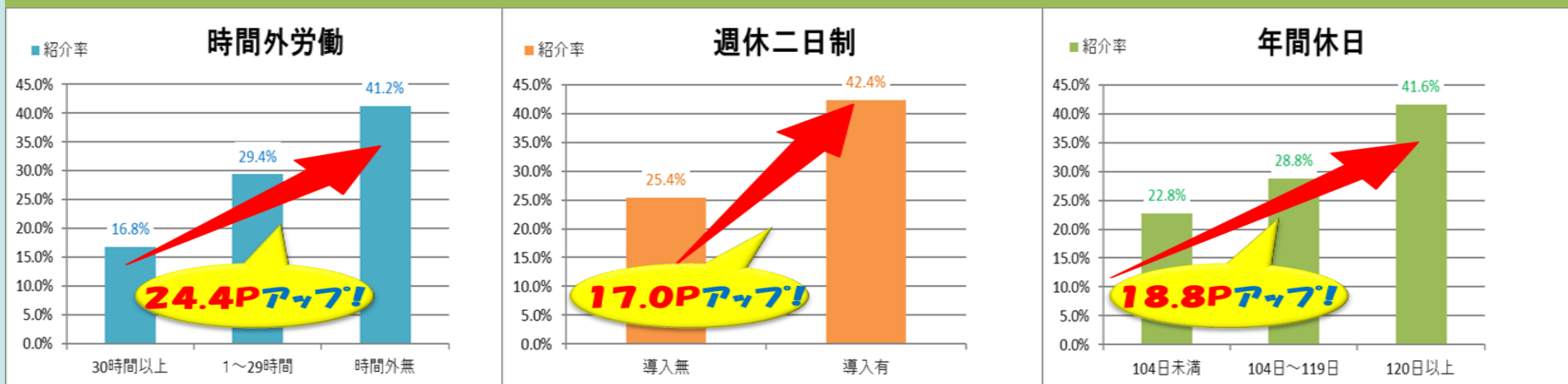


- 1 下請取引適正化及び賃金引上げに係る対応
- 2 賃金引上げに係る支援策及び取組事例
 - ・ 業務改善助成金
 - ・ キャリアアップ助成金 賃金規定等改定コース
- 3 人材確保の取組事例

職場環境などの改善

■ 職場環境などの改善を行った企業

時間外労働が少なくなり休日数が増えると応募者数は増加します！



※紹介率＝応募者数/新規求人数

※令和4年度に県内ハローワークで受理された正社員求人112,762人

■ 改善を行った企業の取組事例

- ・ 時間外労働の縮減
- ・ 年間休日数の増加
- ・ 有給休暇の取得促進の制度化
(毎月●回の有給休暇の取得促進など)
- ・ 各種認定制度の認定を目標に、
職場環境の改善に向けた取組の実施
⇒「ユースエール認定企業」

■ ユースエール認定企業



- ・ 若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理の状況などが優良な中小企業を厚生労働大臣が「ユースエール認定企業」として認定
- ・ 認定マークをハローワークの求人票などに表示して、認定を受けた優良企業であるということを対外的にアピール
- ・ 県内の認定企業41社（うち建設業関係13社）
(令和5年11月24日現在)
- ◀ 各認定制度（若者雇用促進総合サイト）

求人票の記載のポイント

ハローワーク求人票

- ・ **求人票は詳細な内容を記載**していないと求職者の関心が引くことが出来ず、応募に繋がりにくいです。
- ・ **職種や仕事内容**の欄は、求職者の方が応募先を選定する際、特に重視している項目です。
- ・ **職種や仕事内容の欄は求職者が仕事内容をイメージできるよう、詳細な内容を記載してください。**

【裏面】

【表面】

求人番号 52010-3591 事業所番号 5201-123456-8		受付年月日 令和元年5月18日 紹介期限日 令和元年7月31日		求人票 (フルタイム)		求人番号 52010-3591 事業所番号 5201-123456-8	
株式会社 ハローワークケア		就業地住所 東京都千代田区		職業分類 361-01		6 会社の情報	
1 求人事業所 株式会社 ハローワークケア 〒100-0000 東京都千代田区〇〇〇1-X-X ホームページ http://www.hello-work.co.jp		2 仕事内容 介護福祉士 グループホーム(2ユニット:18人定員)にて、ご利用者様に対する生活支援の介護サービスを提供いたします。 ・移動、食事、入浴(2人体制)、排泄などの日常生活の介助 ・介護記録作成 ・衛生手洗などレクリエーション開催 ・買い物代行や、食材の買出し ・機能訓練 など ※社用車(普通車1BOX:AT車)の運転をお願いすることがあります。		3 職種 自動車用部品の組立工		4 仕事内容 自動車用の部品の組立作業に従事します。	
5 雇用形態 正社員 正社員以外の名称 正社員雇用 正社員登用の実績(過去3年間) 就業形態 派遣・請負ではない 労働者派遣事業の許可番号 雇用期間の定めなし 契約更新の条件		7 選考等 採用人数 1人 募集理由 欠員補充 面接(予定 2回) 書類選考結果通知 面接後 7日以内 書類送付後 面接後 7日以内 採用方法 面接 郵送 郵送 郵送の送付場所 〒100-0000 東京都千代田区〇〇〇1-X-X 応募書類の返戻 返考後は返却 応募書類の返戻 返考後は返却 応募書類の返戻 返考後は返却		8 給与 年 110人 月 25人 日 13人 設立年 昭和58年 資本金 3,000万円		9 備考 により労働条件の明示を受けてください。	

より詳細な記入をお願いします！！

求人票の記載のポイント

ハローワークインターネットサービス

一覧形式の求人情報

トップページ

求人票

求人検索



求人票を表示



職種 自動車用部品の組立工

職種	介護福祉士
求人区分	フルタイム
事業所名	株式会社 ハローワークケア
就業時間	
休日	その他 週休二日制: その他 年休日数: 108日
年齢	年齢制限あり 59歳以下
求人番号	52010- 3591
公開範囲	事業所名等を含む求人情報を公開する
就業形態	正社員
正社員以外の名称	
賃金 (手当)	月額 200,000円
仕事の内容	自動車用の部品の組立作業に従事します。 【最初の3行を表示】

求職者が求人情報を検索する時は、まず一覧形式の求人情報が表示され、その中で興味のある求人情報のボタンをクリックしてはじめて「求人票」が閲覧できる仕組みになっています。

一覧形式では、**仕事内容欄は最初の3行しか表示されないため、いかに最初の3行にアピールポイントや伝えたい事柄を記載するかが重要**です。この3行だけ見て応募先の候補から外れるケースもあります。

求人票の記載のポイント

以下のように、詳しく記載をしている企業も増えています（記載例は、実際の記載事例を含みます）。

職種欄のチェックポイント

職種欄は、**求職者が最初に目にする項目**なので、単に職種名の記載だけでなく、「取扱う製品・商品」、「経験・資格の有無（有資格者、未経験者歓迎）」、「週休2日制」や、「事業所所在地と就業場所が異なる場合は、就業場所」も併記するなどして効果的に活用しましょう。

（例）・・・溶接工（未経験者歓迎）

（例）・・・化学製品の製造装置オペレーター（交代制なし）

（例）・・・経理事務（完全週休2日制）（新潟市中央区）

（例）・・・建築資材の法人営業（ルート営業）

職 種	自動車用部品の組立工
仕 事 内 容	自動車用の部品の組立作業に従事します。 より詳細な記入をお願いします！！

仕事内容欄のチェックポイント

□ 仕事内容

他に、「1日の仕事の流れ」などの記載も、未経験者がイメージし易く効果的です！

⇒仕事の内容・特徴

どのような仕事をするのか、取扱う製品、使用する設備・道具、パソコンを使用する水準、営業エリア、重量物の取扱いがある場合の重さや、社用車の大きさなど、**より具体的に、詳細な記載をお願いします。**

求人票の記載のポイント

仕事内容欄のチェックポイント（続き）

実務経験がある求職者からも、詳細な内容について質問を受ける場合があります。経験者ならイメージがつくだろうと簡素な記載とせず、詳細な記載をお願いします！

⇒仕事の内容・特徴（続き）

- 例) **溶接工**：建設鋼材の工場内における溶接作業（アーク溶接）です。図面に基づいて作業を行います。天井クレーンを操作しての製品の移動もあります。
- 例) **化学製品の製造装置オペレーター**：装置を運転（操作）して●●などの化学製品を製造します。製品の製造は装置により自動化されていますが、原料（20kg程度）の投入作業があります。また、製造装置のアラームが点灯した場合、マニュアルに沿って対応します。
- 例) **経理事務**：不動産会社において伝票処理、給与計算、月次決算、税務関係などの業務を行います。会計ソフトは●●を使用します。ワードで簡単な文書（取引先への送付状など）の作成や、エクセルの既存の表への入力があります。銀行や郵便局に出かける用務もあります（社有車あり）。
- 例) **建築資材の法人営業**：住宅の建築資材の法人営業です。工務店などの固定の顧客をまわり商品の提案や販売をします。パソコンで見積書の作成も行いますが、定型のフォーマットに入力します。顧客訪問時に使用する社有車はワンボックスカー、訪問先は新潟市内です。

仕事内容欄は、箇条書きで記載することもできます。

例) 不動産会社の経理事務です。

- ・伝票処理、給与計算、月次決算、税務関係など。
- ・会計ソフトは●●を使用。
- ・ワードで簡単な文書（取引先への送付状など）の作成や、エクセルの既存の表への入力。
- ・銀行や郵便局への用務（社有車あり）

求人票の記載のポイント

仕事内容欄のチェックポイント（続き）

教育体制や資格取得までのサポートなどを具体的に記載ください。
若年者は特に人材育成の内容に関心があります。

□ 研修や資格取得補助の内容

- 例) 未経験の場合は、見習いから丁寧に指導します。初めは補助的な業務からスタートしますが、常に複数人で作業を行い、ベテラン社員がじっくり教育しますので、安心して技術を習得できます。
- 例) 未経験の場合、入社後●か月間は先輩社員の営業に同行していただき、先輩社員のアシスタントをしながら仕事を覚えていただきます。
- 例) 同職種の社員（2名）が丁寧に指導します。
- 例) 資格取得にかかる費用の全額補助あり。資格取得に向けた勉強会も社内で定期的を開催します。
- 例) 資格取得費用を補助します。資格の試験日が休日の場合は、別日に振替休日を取得できます。

□ PR事項

- 例) 男女問わず活躍しています。シニアの方も活躍しています。
- 例) 未経験から始めた方でも、入社●年目には〇〇を担当、■年目には□□を担当するなど、活躍している方もいます。経験を積み、技術を見に付け、長期的なキャリアアップが図れます。

□ 職場見学の可否

応募の前に、まずは事業所を見学したいという方も多いです！

⇒職場見学可能な場合は「応募前職場見学が可能ですので、ハローワークを通じてご連絡ください。」などと記載。

□ 経験者・スキル保持者等の優遇

- ⇒経験者、スキル保持者や有資格者を優遇する場合に記載すると効果的です。
優遇する内容が賃金面であるなど、優遇する内容も併記してください。
- ☞ 必要な経験・知識・技能等は「必要な経験等」欄に記載してください。

求人票の記載のポイント

仕事内容欄のチェックポイント（続き）

ハローワークの相談窓口において求職者からの質問が多い項目の1つです！

□ パソコンによる作業内容

⇒求職者がイメージしやすいように、また、希望するスキルを持った求職者が応募してくるよう、社外向け文書の作成、定型フォーマットへの入力、エクセル関数を使用した四則演算、よく使用する関数（SUM関数、IF関数、VLOOKUP関数など）、表やグラフを作成する、顧客へのプレゼン資料の作成など、**より具体的に記載をお願いします。**

🔍 求めるパソコンスキルは「**必要なPCスキル**」欄に記載してください。

ワード：定型文書への文字入力・レイアウト調整程度の文書作成ができる、社内外向けのビジネス文書の作成ができる、図形や画像の挿入ができる、チラシの作成ができる など。

エクセル：既存のフォーマットに数値や文字が入力できる、表やグラフを作成して見栄えを整えられる、SUM関数を使用できる、VLOOKUP関数を使用できる、マクロを使用できる など。

パワーポイント：文字や図形の入力ができる、スライドの見栄えを整えられる、顧客への説明資料が作成できる など。

メール：送受信ができる、to、cc、bccの使い分けができる など。

その他：タッチタイピングができる、インターネットの検索ができる など。

求人票 (フルタイム)

求人に関する特記事項

○制服：無
○マイカー通勤可：駐車場有（無料）
※ 履歴書（写真貼付）・紹介状を郵送ください。（事前連絡要）

仕事内容欄に書ききれない情報は、裏面の「求人に関する特記事項」欄に記載してください！
職場の様子や雰囲気などの情報もぜひ記載してください！

求人票の記載のポイント

賃金欄のチェックポイント

[illegible]

ハローワークの求人票には、基本給、毎月定額的に支払われる手当などを記載する欄のほかに、**個人の状態や実績に応じて支払われる手当**（例：資格手当、家族手当など個人の状態により支払い有無が異なる手当、交代勤務手当、深夜手当など勤務実績により支払い額が異なる手当 など）を記載できる「**その他手当付記事項**」欄があります。**賃金面を特に重視する**求職者、**基本給以外にどのような手当があるか関心が高い**求職者も多いため、**どのような手当があり、どの程度支払われるのか**出来るだけ詳細に記載すると効果的です。

(例) ●●資格手当●円

(例) 家族手当 配偶者●円、子●円

(例) 深夜手当 ●円／回 ※月●回程度

賃金月額見込 ●円～●円（月●回程度の深夜手当を含む）

※記載例の深夜手当は、法定の割増賃金ではありません。

求人票の記載のポイント

就業時間欄、 休日等欄のチェックポイント

受付年月日 令和元年5月18日 求人票

事業所名 株式会社 ハローワークア

4 労働時間

変形労働時間制 (1ヶ月単位)

(1) ~

(2) ~

(3) ~

就業時間に関する特記事項

変形労働時間制により、(1) 7:00~16:00、(2) 10:00~19:00、(3) 16:00~翌10:00とし、シフト表で決定する。(3)は休憩120分

時間外労働の月平均 10時間

労働時間に関する特記事項

労働時間に関する特記事項

6ヶ月経過後の年次有給休暇日数 10日

その他の労働条件等

加入保険 雇用 労災 健康 厚生 退職金共済 退職金制度 未加入 (数値 3年以上)

企業年金 厚生年金基金 確定拠出年金 確定給付年金

定年制 あり (一律 65歳) 再雇用制度 あり (上限 65歳まで) 勤務延長 なし

入居可能住宅 あり 世帯別一戸建

利用可能な施設 なし

就業時間に関する特記事項

ハローワークより：求人票は雇用契約書ではありません。採用時には必ず、裏面により労働条件の明示を受けてください。

就業時間に関する特記事項

補足事項を記入

休日等

日 祝日 その他
週休二日制 その他

補足事項を記入

6ヶ月経過後の年次有給休暇日数 10日

就業時間や休日等については、補足事項を入力することができます。有効に活用しましょう。

《 就業時間の補足事項の例 》

- ・繁忙期（夏季）は残業があります。
- ・決算期（3月）は月●時間程度の残業があります。

《 休日等の補足事項の例 》

- ・状況により休日出勤となる可能性があります（振替休日対応）。
- ・GW休暇、夏期休暇（●日）、年末年始休暇（●日）
- ・休日は会社カレンダーによる
- ・従業員の▲年度有給休暇取得日数・・・平均■日